

4 条例・規則等において安全面の規定を設け、格差の解消にむけ財政支援を拡充する

学童保育は、その設立経緯や沿革の違い、市区町村により運営基準の規定や適用などが異なる。市区町村調査から、(1) 安全面に關し、衛生管理、防犯、防災、ケガ・事故の各項目について、条例・規則等で何らかの定めがあるか、また、実施している対策、(2) 中途退所児童数とその理由、市区町村調査と施設調査から、(3) ケガ・事故の防止や対応の問題として考慮すべきこと、(4) 安全確保のために必要と考えていること、について検討した。

〈市区町村調査〉

(1)-1 安全面に関する条例・規則等が未整備のままの運営

- ① 学童保育の安全面について、衛生管理、防犯、防災については「規定がない」がいずれも 70% 前後を占め、「内規」があるが各 20% 前後にとどまる。
- ② ケガ・事故について、「規定がない」が 59.0%、「内規」があるは 26.2%、「条例」は 0.4%。
- ③ 「最大定員を決めている」は 54.6%（うち、40 人以下 55.4%、71 人以上 20.8%）、「いいえ」は 53.1%。

(1)-2 ケガ・事故や衛生管理対策など安全面の対応に運営主体の公・民で格差

表Ⅲ ケガ・事故や衛生管理対策など安全面の対応 (%)

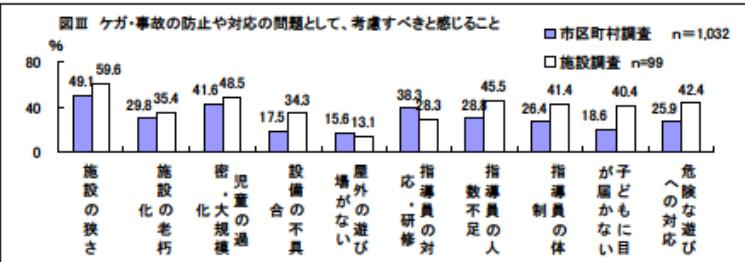
	公立公営 (n=632)	公立民営 (n=473)	民立民営 (n=261)
事故時の対応として、施設と連絡体制をとっている	97.9	85.8	52.5
ケガの応急処置を行えるよう指導員の研修を行っている	58.7	50.7	35.6
施設内の危険箇所の点検・修理を行っている	92.9	81.6	46.0
感染症や食中毒に關し、施設との連絡体制を整えている	88.9	84.6	68.2

(2) 中途退所する児童が 38,915 人にのぼる

- ① 中途退所者数の回答があった自治体 (n=784) では利用児童の 13.7% が中途退所している。
- ② 市区町村把握の主な退所理由（複数回答）は、「保護者が退職」76.0%、「転居」69.5%、「学童になじめない」23.7%、「利用者間のトラブル」6.8%、「保育料金の滞納」3.6%。

(3) ケガ・事故の防止等で考慮すべきは、「施設の狭さ」「過密・大規模化」「指導員の対応・研修」

- ① 「施設の狭さ」49.1%、「施設の老朽化」29.8%、「設備の不具合」17.5%（図Ⅲ）。
- ② 「児童の過密・大規模化」41.6%。
- ③ 「指導員の対応・研修」38.3%、「人数不足」28.8%、「体制」26.4%。



〈施設調査〉

(1) ケガ・事故の防止等で考慮すべきは、「施設の狭さ」「過密・大規模化」「指導員の人数不足」

- ① 「施設の狭さ」59.6%、「施設の老朽化」35.4%、「設備の不具合」34.3%（図Ⅲ）。
- ② 「児童の過密・大規模化」48.5%。
- ③ 「指導員の人数不足」45.5%、「体制」41.4%、「対応・研修」28.3%。
- ④ 「危険な遊びへの対応」42.4%、「子どもに目が届かない」40.4%。

(2) 安全確保のために必要なのは、「適正規模で整備」「生活室の広さ」「指導員研修」「予算の増額」

- ① 「適正な規模で整備」77.8%。
- ② 「生活室の面積の拡充」75.8%。
- ③ 「指導員の研修・資質向上」81.8%、「指導員の増員、勤務体制の改善」73.7%。
- ④ 「安全・衛生対策の予算増額」69.7%、「安全衛生のマニュアル作成」62.6%。

結果のポイント

大半の自治体において学童保育の安全面での規定を設けていないことは、衛生管理、防犯、防災、ケガ・事故の安全面に対する関心の低さ、重要性の認識の欠如を物語っている。

市区町村の施設との連絡体制、指導員の研修や予算の計上などの安全面での関与に公立公営、公立民営、民立民営の運営形態により格差があるが、学童保育に通う全ての子どもが生命・身体等の安全を保障された保育環境を与えられるべきであることは当然である。

学童保育の生活空間において、最小限の安全ならずかされている状況はすみやかに改善し、公的サービスとして学童保育行政を強化する必要がある。

【提言】

1. 運営形態の如何を問わず、安全面で十分な配慮と事故等防止のための体制作りをすべきである。条例・規則等において安全面の規定を設けることが取り組みの第一歩である。
2. その上で具体的な安全基準・事故対応基準を国と自治体の責任で作成すべきである。
民立民営の場合であっても、学童保育は公共性の高い施設であるので、国と自治体が安全基準・事故対応基準の作成に関与するべきである。
3. 待機児童が多數いる一方で、年度途中で退所する児童（38,915 人）はそれを上回っている。保育所より短い保育時間への延長対応など、就労支援の観点からも内容拡充の検討が必要である。
4. 運営主体や市区町村による施策や運営状況にある格差を是正し、サービスの質の拡充のために、国と自治体は学童保育施設最低基準として、立地・設備・保守管理などの体制を作ることが必要である。その際、必要とする子どもが利用できるだけの施設数の増加が急務であり、質の確保に關しても安全・衛生面に加えて、多様な子どもの生活ニーズに対応する静養室の設置やバリアフリー化なども推進されなければならない。
5. すべての市区町村が学童保育行政を十分に機能させるには、都道府県や国全体として、財政、人材、情報収集・開示への取り組みへの支援が不可欠である。そのためには予算の確保、行政の関与の見直しが必要であり、一定規模の公費投入が必要となる。

5 災害共済給付制度を学童保育にも適用する

2007年度の調査では施設が保護者から事故発生時の免責の同意や、施設の責任範囲を保険の補償範囲に限定する旨の誓約書をとったりする事例がみられた。

市区町村調査から保険の加入状況の把握、保険の補償範囲について、施設調査から保険の請求状況、請求しなかった理由について検討した。

<市区町村調査>

(1) 市区町村が子どもの傷害保険の加入状況を把握していないケースも

- ①「子どもは全員が傷害保険に加入している」が91.1%。
- ②市区町村が「加入を把握していない」ケースが6.9%、「加入していない」が4.7%ある。
- ③「市区町村が斡旋している傷害保険がある」は35.3%、掛け金は「1,000円未満」が43.4%、「2,000円以上」12.6%である。
- ④死亡時の保険金は「500万円以下」45.0%、「2,000万円以上」33.2%と自治体により大きな差。
- ⑤保険の補償範囲は「施設内活動中」92.6%、「施設外活動中」82.1%、「施設への往復途上」75.3%であり、学童保育の園外活動や施設への往復を保障できていないなどの問題がみられる。

<施設調査>

- ①「ケガが発生したが、傷害保険を請求しなかったケースがある」は40.4%である。
- ②保険を請求しなかった件数は181件（件数の回答があった29施設の合計）である。
※その主な理由：保険を請求するほどではなかった、通院が4回以上にならなかった、請求の要件に満たなかった、利用者が請求しない、書類の提出がなかった、など。

結果のポイント

行動が活発な小学生には、日常の学童保育下においてケガや事故は起こるものであり、もし施設側が事故発生による責任追及を恐れて子どもたちの積極的な活動を抑制することがあるとすれば、子どもにとって望ましいことではない。

【提言】

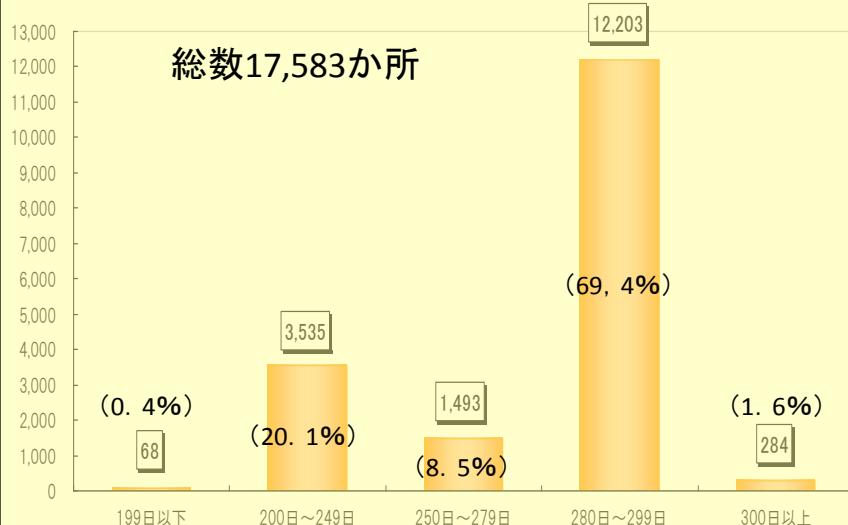
1. 当面は全施設が傷害保険、賠償責任保険等に加入するように促進が図られるべきである。
2. 将来的には学童保育にも災害共済給付制度を適用することが求められる。これにより、学童保育に通う子どもたちが学校・保育所の子どもたちと同等の内容の補償を受けられることになり、同じ学校施設や保育所を利用しながら、学童保育の時間になった途端に共済制度の適用対象外になるという不自然さ・不公平感をなくすことができる。このために、学童保育が災害共済給付制度の適用対象となるように法改正が求められる。
3. 民営の学童保育では、保護者が人的資源、資金を出し合ってサービス提供の基礎を築いている等、「利用者としての保護者」と「サービス提供の実践者」が重複している場合がある。このような民営の学童保育への災害共済給付の適用により、児童・保護者・指導員にとって、「任意の保険より適用対象、補償範囲が広い」、「保険料負担が少額で済む」、「簡単な手続で迅速な救済が受けられる」などの利点がある。

要望書提出先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局、文部科学省スポーツ・青少年局

年間開設日数別クラブ数

年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。

(か所)

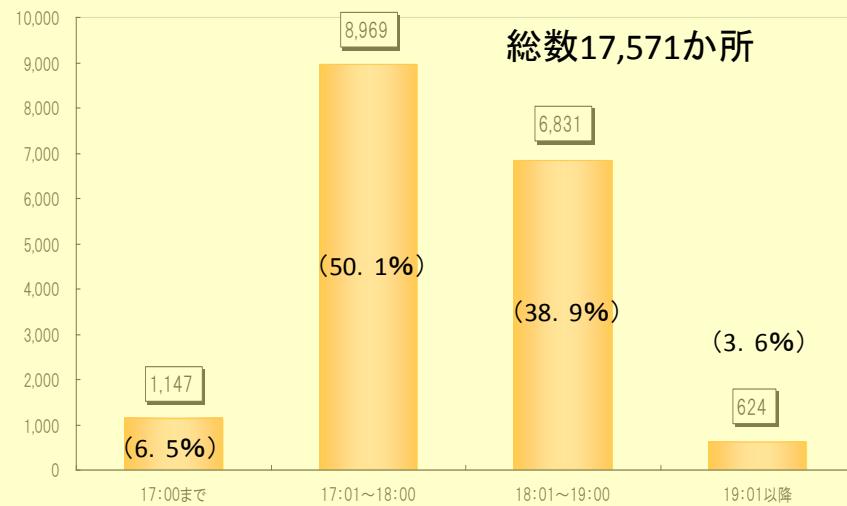


注:()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えてい

(か所)



注1:()内は総数に対する割合。

注2:総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えていている。



注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えてている。



注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)